

解雇の金銭解決制度導入に断固として反対する総会決議

厚労省は、2018年6月12日、「解雇無効時の金銭救済制度に係る法技術的論点に関する検討会」（以下、「論点検討会」という）を設置し、解雇の金銭解決制度を導入するための準備を進めている。

日本労働弁護団は、論点検討会が、「解雇無効時の金銭救済制度に係る法技術的な論点について議論し、整理を行う」ために設置されたものであるにもかかわらず、公開されている資料を見る限り、制度導入を前提にした法的問題点の整理となっていることや、同検討会の目的である論点整理を超えて、各論点について複数の選択肢を示し、またそれについての評価を示すなど、制度設計の枠組み作りにまで踏み込んでいることから、同検討会設置後、同検討会における制度導入を前提とした議論の進行を直ちに中止するよう求める声明を発してきた。しかしながら、論点検討会における制度設計に関する議論は深まるばかりで、政府が2021年6月18日に公表した「成長戦略フォローアップ」では、「労働移動の円滑化」という項目において、「解雇無効時の金銭救済制度について、2021年度中を目途に、法技術的な論点についての専門的な検討の取りまとめを行い、その結果も踏まえて、労働政策審議会の最終的な結論を得て、所要の制度的措置を講ずる。」とされていることからすると、2022年3月までに、論点検討会の議論の取りまとめが行われることが予想される。

日本労働弁護団は、これまでも、解雇の金銭解決制度についての議論がなされる度に、同制度を導入する必要性は全くないことを繰り返し主張してきた。解雇について金銭の支払いにより労働契約を終了させて解決することは、民事訴訟制度の和解手続き及び労働審判制度の調停（和解）・審判手続きとして定着しているのである。仮に同制度が導入されれば、不当解雇が誘発されたり、使用者のリストラの武器として使われたりする可能性が高く、また、同制度における解決金の上限額が設定されることによって、現在の実務における不当解雇の解決基準に悪影響を与えてしまいかねない。

しかも、経営側が労働者側の申立権に限ってでも同制度の導入に賛成する目的は、使用者申立権を認めることにある。ひとたび同制度が導入されれば、使用者側は、労使双方に制度を認めないことは不平等であるなどとして、使用者側の申立権にも拡大するような法改正を望む声が大きくなることは容易に想定される。

このように、日本労働弁護団は、同制度の導入が日本における解雇規制を緩和する方向に舵を切る起点となる可能性があることを、繰り返し指摘してきたところである。

新型コロナウイルス感染症の影響により、雇用情勢が改善に向かわない状況において、解雇規制を緩和する方向の議論を進めることは全く求められていない。むしろ、雇用関係を安定化させる法制度こそ、望まれているのである。

日本労働弁護団は、すべての労働者、労働組合と連帯して、解雇の金銭解決制度の導入を断固として阻止することを誓い、ここに宣言する。